

○鹿沼市高齢者福祉センター管理及び運営規程

(目的)

第1条 この規程は、鹿沼市高齢者福祉センター条例及び同条例施行規則（以下「条例等」という。）の規定に基づき、鹿沼市高齢者福祉センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次の業務を定期的かつ計画的に実施する。

- (1) 健康相談及び衛生教育
- (2) 身上相談
- (3) 機能回復訓練
- (4) レクリエーション指導
- (5) 教養講座
- (6) 入浴保養
- (7) その他必要な事項

(職員)

第3条 センターの職員は次のとおりとする。

施設長、事務員、指導員、その他

(職務の内容)

第4条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、センターの職務を掌握し、職員を指揮監督し、効率的に運営を図る。
- (2) 施設長以外の職員は、第2条に定める業務のほか、庶務・会計及び事業計画等に関する事務、センターの円滑な運営に必要な業務を行うものとする。

(開館時間・休館日)

第5条 指定管理者が開館時間または休館日を変更しようとするときは、市長の許可を得るものとし、変更の内容は、あらかじめ一般に周知するものとする。

(利用の方法)

第6条 センターの利用は、個人にあっては利用当日口頭又は利用証を提出し、団体にあってはあらかじめ連絡をとり、使用料を納入して利用するものとする。

(利用者の遵守事項)

第7条 センターの利用者は、条例等の規定を遵守するものとする。

- 2 指定管理者は、利用者の遵守事項やその他注意事項を、利用者の見易い場所に掲示する。
- 3 利用者が、遵守事項に従わず不都合の行為があるときは、指定管理者は直ちに退出を命ずることができる。

(使用料の納入)

第8条 指定管理者は、条例等の規定に基づき徴収した使用料を、翌月10日までに内訳書を添えて市に納入しなければならない。

(管理)

第9条 指定管理者は、センターを常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じ、最も効率的な運営を行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 指定管理者は、非常災害対策を計画し、避難口の掲示及び避難訓練等を実施しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、鹿沼市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。